

## 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

地方自治体が管理する住民基本台帳は、住民の居住関係を公証するとともに、選挙人名簿の登録など住民に関するあらゆる事務の基礎的な役割を果たしています。

現在、住民基本台帳に記載されている住所、氏名、生年月日、性別の4情報は「何人でも閲覧を請求することができる」（住民基本台帳法第11条）となっており、一定の手続きをすれば誰でも閲覧することが可能な状態になっています。

しかし、「個人情報の保護に関する法律」や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」など、個人情報の保護を目的とした法律が整備され、住民の意識も高まる中で、本人の同意を得ないで第三者に情報を提供する住民基本台帳の閲覧に対しては批判の声が高まっています。

これまで、戸籍事務担当者の各都道府県協議会の多くが「公的機関が職務上必要とした場合を除いて、閲覧は禁止すべきである」との要望書を政府に出していますが、全国の自治体の戸籍事務担当者の組織である全国連合戸籍事務協議会も昨年10月21日の総会で、現行の住民基本台帳法第11条を改定し、個人情報の保護に関する法律の趣旨に沿ったものに改めるよう決議をあげています。

新宿区議会は、現行の住民基本台帳の閲覧制度は、個人情報保護の点では問題があり、行政不信にもつながりかねないとの立場から、閲覧を法律で制限するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年6月 日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

あて